

各種控除額計算表

(所得税法により認定されたものであることが必要です。)

	控 除 名	控 除 の 内 容		控 除 額
1	親 族 控 除	入居しようとする親族（申込本人は除く） 及び遠隔地扶養親族（婚約者も含む）	一人につき	380,000円
2	老人配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち年齢 70歳以上の方	親族控除のほかに 一人につき	100,000円
3	特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方 (配偶者を除く)	親族控除のほかに 一人につき	250,000円
4	ひとり親控除	現に婚姻をしていない又は配偶者が生死 不明の方で、 ①合計所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子がいる方 (総所得金額等が48万円以下) ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると 認められる人がいない方	親族控除のほかに 一人につき (所得が350,000円) 未満の場合はその額	350,000円
5	寡婦控除	上記の「ひとり親」に当たらない方で、 ①合計所得金額が500万円以下の方 ②以下のいずれかに当たる方 ・夫と死別した後婚姻していない方又は 夫が生死不明の方 ・夫と離別した後婚姻していない方で、 扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると 認められる人がいない方	親族控除のほかに 一人につき (所得が270,000円) 未満の場合はその額	270,000円
6	障害者控除	申込本人や同居及び同居しようとする親 族並びに遠隔地扶養親族のうちに障害者 がいる場合 特別障害者（重度障害者、身体障害者手 帳の1級、2級にあたる方）	親族控除のほかに 一人につき 普通障害者 特別障害者	270,000円 400,000円